

長井市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 24,420	千円 17,531,344	千円 432,237	千円 2,712,103	% 15.5	% 11.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

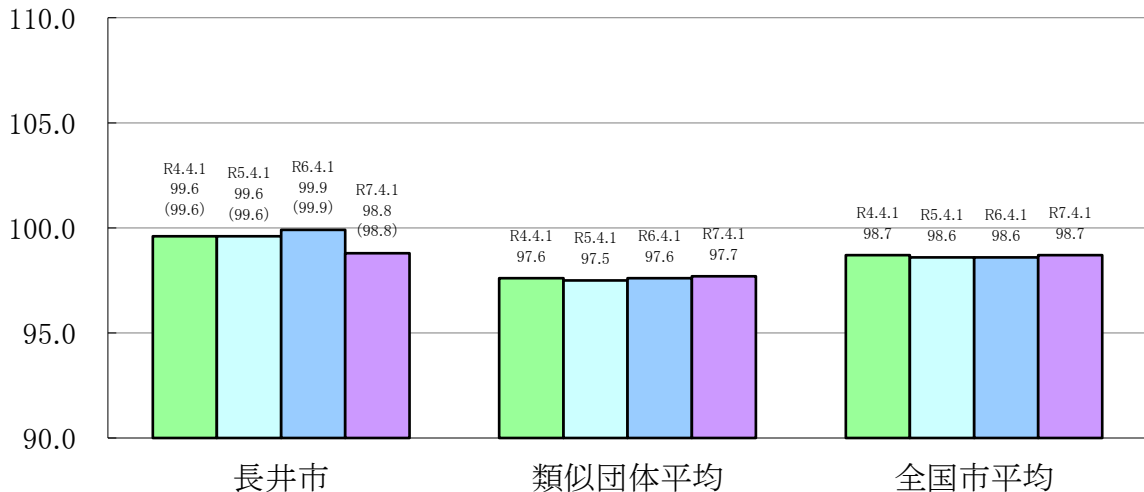
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 258	千円 987,864	千円 227,052	千円 395,445	千円 1,610,361	千円 6,242	千円 6,004

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況 ※長井市は人事委員会を設置していないため未記載

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容）

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上重なるの解消は実施していない。）

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準20%に対し、長井市においても20%を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。仙台市における支給割合を段階的に引き上げることとし、令和7年4月1日時点は7%、令和8年4月1日からは8%を支給。

地域区分：東京都特別区

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	20%	20%	20%
長井市市の支給割合	20%	20%	20%

地域区分：東京都特別区

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	7%	8%
長井市市の支給割合	6%	7%	8%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長井市	40.5歳	320,400円	383,186円	349,761円
山形県	43.4歳	336,000円	413,300円	363,000円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.3歳	325,941円	386,178円	355,674円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
長井市	55.3歳	13人	348,000円	370,853円	364,715円	—	—	—	—
うち用務員	55.8歳	10人	342,200円	357,120円	357,210円	—	—	—	—
うち自動車運転手	*	*	*	*	*	—	—	—	—
うちその他	*	*	*	*	*	—	—	—	—
山形県	54.0歳	405人	333,500円	370,200円	349,700円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	337,907円	—	—	—	—	—
類似団体	51.7歳	12人	299,324円	330,782円	311,434円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
長井市	6,151,936円	—	—
うち用務員	5,957,140円	—	—
うち自動車運転手	*	—	—
うちその他	*	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		長井市	山形県	国
一般行政職	大学卒	222,900円	222,900円	220,000円
	高校卒	189,700円	189,700円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	185,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

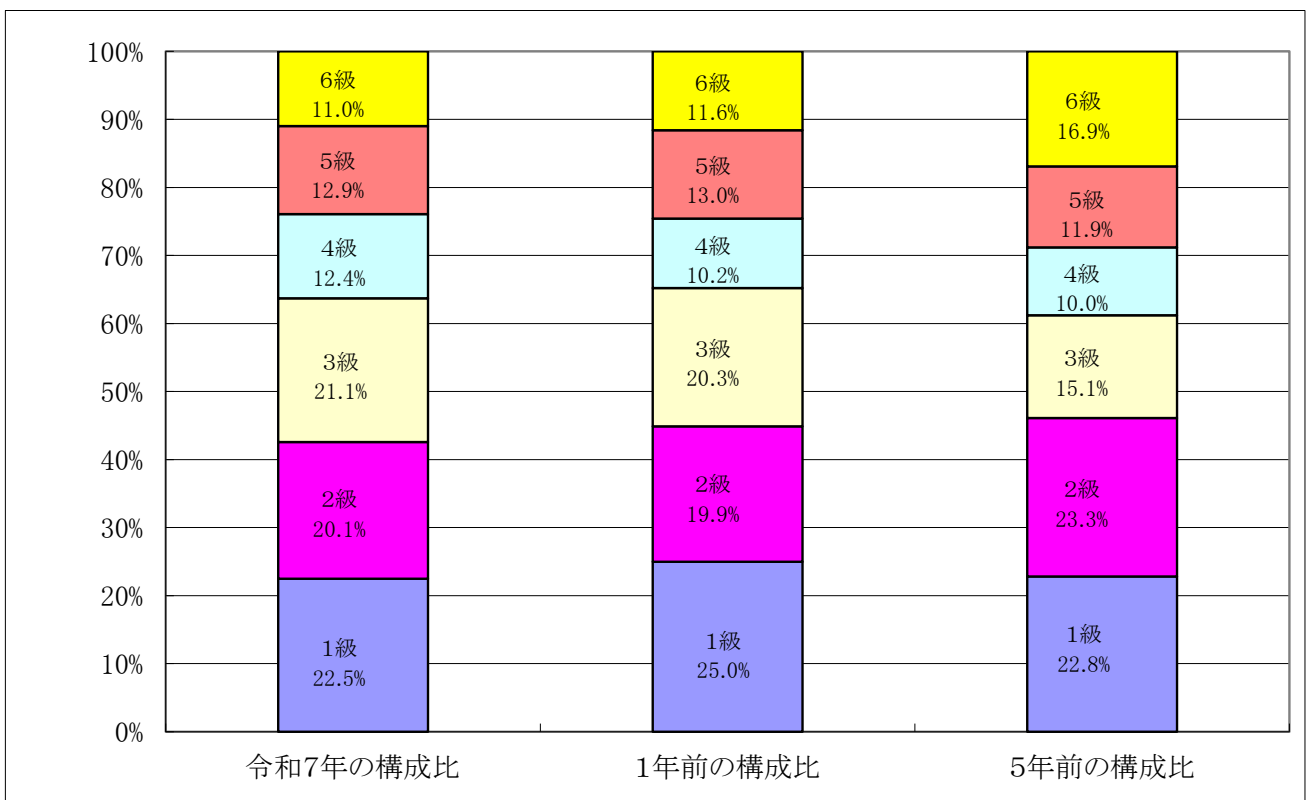
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	290,000円	332,800円	367,900円	391,900円
	高校卒	255,800円	276,800円	331,700円	372,300円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	345,500円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

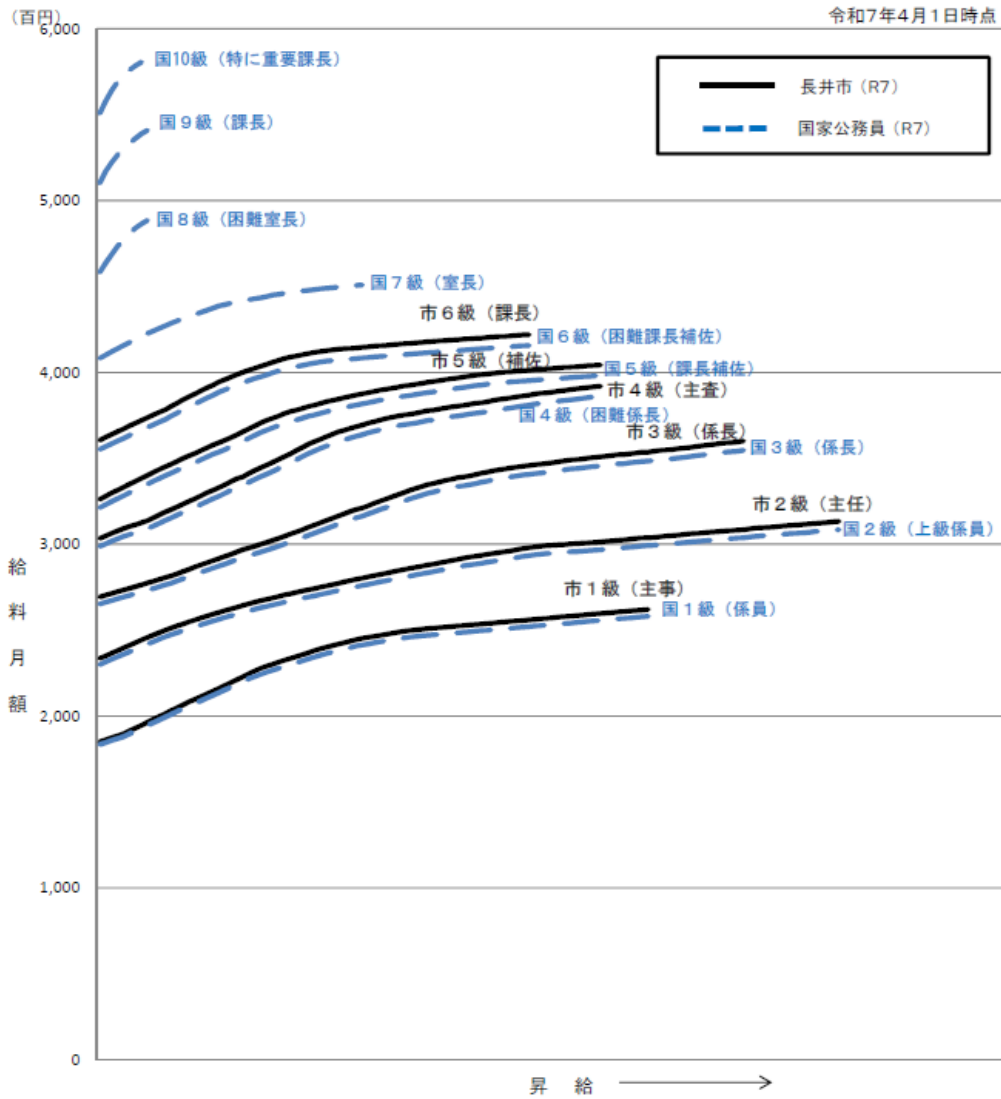
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事、課長、主幹	23人	11.0%	373,300円	434,500円
5級	補佐	27人	12.9%	338,500円	416,200円
4級	主査	26人	12.4%	315,300円	403,500円
3級	係長	44人	21.1%	281,200円	370,700円
2級	主任	42人	20.1%	245,600円	322,400円
1級	主事、保健師、技師	47人	22.5%	197,400円	273,000円

- (注) 1 長井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（長井市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和9年度中		令和9年度中	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長井市	山形県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,539千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,761千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 15～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和10年度中		令和10年度中	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

長井市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり 平均支給額	自己都合 4,395千円	応募認定・定年 21,154千円	—		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,938千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		484,500円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
仙台市	7%	1人	7%
東京都特別区	20%	3人	20%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

平成18年4月1日から特殊勤務手当は全廃した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	100,288千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	576千円
支給実績（令和5年度決算）	99,340千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	552千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		17,083千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		72,386円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
長井市	世帯主（被扶養者あり）	19,800円
	世帯主（被扶養者なし）	11,400円
	その他	8,200円

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ・配偶者 3,000円 ・父母等 6,500円 ・子 11,500円 ・16歳年度初めから22歳年度末までの子につき5,000円を加算	同じ	—	25,708千円	240,262円
住居手当	貸家・借間に居住する職員に支給される手当 ・借家：家賃に応じた額 限度額 28,000円	異なる	支給対象の家賃額の下限14,000円（国16,000円）	18,949千円	321,169円

通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給される手当 ・交通機関利用運賃相当額 限度額 55,000円 ・交通用具使用通勤距離区分に応じた定額 限度額 31,300円	異なる	【国の制度】 交通用具使用限度額 38,700円	9,678千円	73,318円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給される手当 ・職に応じた定額 72,700円、 62,300円、 51,900円、 41,500円、 30,100円	異なる	参事級、課長級の一部、主幹級の手当が異なる	25,436千円	847,867円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給される手当 ・勤務1時間当たりの給料額× $135/100 \times$ 勤務時間数	同じ	—	2,212千円	147,467円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	920,000円 (円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 980,000円／525,700円	
	副 市 区 町 村 長	695,000円 (円)	794,000円／495,700円	
報 酬	議 長	435,000円 (円)	530,000円／327,000円	
	副 議 長	385,000円 (円)	470,000円／279,000円	
	議 員	360,000円 (円)	450,000円／259,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合) 3.45月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 区 町 村 長	920,000円×在職月数×0.567 695,000円×在職月数×0.331	25,038,720円 11,042,160円	通算（希望により任期毎） 通算（希望により任期毎）
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

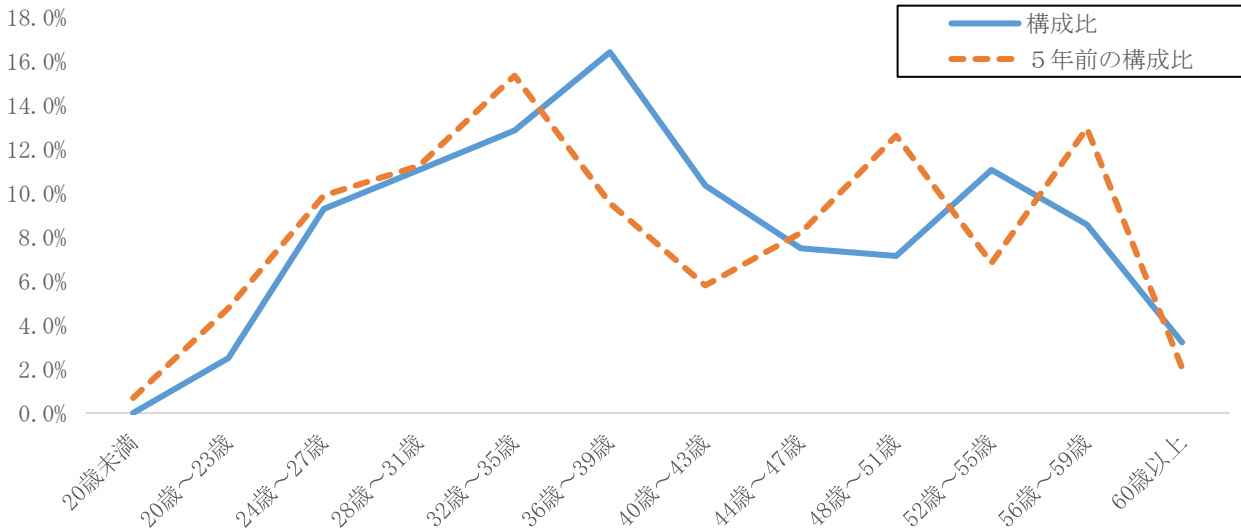
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令 和 6 年	令 和 7 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4		業 務 効 率 化 に よ る 減
		総 務	96	93	△ 3	
		税 務	15	15		
		民 生	30	30		
		衛 生	26	25	△ 1	
		労 働				
		農 水	18	17	△ 1	
	商 工	20	19	△ 1	公 益 法 人 へ の 派 遣 終 了 に よ る 減	
	土 木	23	21	△ 2		
		計	232	224	△ 8	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 91.73 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 70.52 人)
	教 育 部 門	26	26			
	小 計	258	250	△ 8	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 102.38 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 90.75 人)	
公 営 企 業 等 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	水 道	6	5	△ 1	業 務 効 率 化 に よ る 減
		下 水 道	6	5	△ 1	業 務 効 率 化 に よ る 減
		そ の 他	19	20	1	業 務 充 実 を 図 る た め の 増
	小 計	31	30	△ 1		
合 計		289 [403]	280 [403]	△ 9 [0]	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 114.66 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0	7	26	31	36	46	29	21	20	31	24	9	280

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	223	223	232	231	232	224	1 (0.4%)
教育	37	35	25	25	26	26	△11 (△29.7%)
普通会計計	260	258	257	256	258	250	△10 (△3.8%)
公営企業等会計計	33	32	31	31	31	30	△3 (△9.1%)
総合計	293	290	288	287	289	280	△13 (△4.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総費用に 占める職員給与費比
	千円	千円	千円	%	%
令和 6年度	550,629	93,611	28,629	5.2	5.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 9,088 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和 6年度	6	23,846	4,528	9,343	37,717	6,286	6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
長 井 市	49.4歳	331,194円	523,847円
団 体 平 均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長 井 市	市町村平均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,557千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 一月分 (一)月分 勤勉手当 一月分 (一)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

長井市			市町村平均		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	— 月分	— 月分
その他の加算措置	2～45%加算		その他の加算措置	—	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	7,848千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
仙台市	7%	— 人	7%
東京都特別区	20%	— 人	20%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

平成18年4月1日から特殊勤務手当は全廃した。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	2,117千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	423千円
支給実績（令和5年度決算）	1,736千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	289千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ・配偶者 3,000円 ・父母等 6,500円 ・子 11,500円 ・16歳年度初めから22歳年度末までの子につき5,000円を加算	同じ	—	558千円	186,000円

住居手当	貸家・借間に居住する職員に支給される手当 ・借家：家賃に応じた額 限度額 28,000円	同じ	—	282千円	282,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給される手当 ・交通機関利用運賃相当額 限度額 55,000円 ・交通用具使用通勤距離区分に応じた定額 限度額 31,300円	同じ	—	97千円	48,600円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給される手当 ・職に応じた定額 72,700円、 62,300円、 51,900円、 41,500円、 30,100円	同じ	—	872千円	872,400円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給される手当 ・勤務1時間当たりの給料額× $135/100 \times$ 勤務時間数	同じ	—	0千円	0円
寒冷地手当	本庁所在地4級地 ・扶養親族のある職員 19,800円 ・その他の世帯主である職員 11,400円 ・その他の職員 8,200円	同じ	—	395千円	79,000円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総費用に 占める職員給与費比
令和 6年度	千円 933,938	千円 11,756	千円 11,756	% 2.0	% 1.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 11,756 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 6	千円 23,013	千円 3,116	千円 10,076	千円 36,205	千円 6,034	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
長 井 市	41.2歳	337,060円	560,934円
団 体 平 均	44.6歳	342,377円	516,175円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長 井 市	市町村平均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,679千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,562千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 一月分 (一)月分 勤勉手当 一月分 (一)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

長井市			市町村平均		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	—月分	—月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	—月分	—月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	—月分	—月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	—月分	—月分
その他の加算措置	2～45%加算		その他の加算措置	—	
1人当たり平均支給額	—千円	—千円	1人当たり平均支給額	6,120千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		—千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		—円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
仙台市	7%	—人	7%
東京都特別区	20%	—人	20%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

平成18年4月1日から特殊勤務手当は全廃した。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,162千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	194千円
支給実績（令和5年度決算）	2,514千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	419千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ・配偶者 3,000円 ・父母等 6,500円 ・子 11,500円 ・16歳年度初めから22歳年度末までの子につき5,000円を加算	同じ	—	778千円	155,600円

住居手当	貸家・借間に居住する職員に支給される手当 ・借家：家賃に応じた額 限度額 28,000円	同じ	—	336千円	336,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給される手当 ・交通機関利用運賃相当額 限度額 55,000円 ・交通用具使用通勤距離区分に応じた定額 限度額 31,300円	同じ	—	305千円	60,960円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給される手当 ・職に応じた定額 72,700円、 62,300円、 51,900円、 41,500円、 30,100円	同じ	—	0千円	0円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給される手当 ・勤務1時間当たりの給料額× $135/100 \times \text{勤務時間数}$	同じ	—	0千円	0円
寒冷地手当	本庁所在地4級地 ・扶養親族のある職員 19,800円 ・その他の世帯主である職員 11,400円 ・その他の職員 8,200円	同じ	—	536千円	89,333円